おもてなし条例

（泉佐野市における滞在の促進及び受入環境の整備に関する条例）

【おもてなし条例の目的】

泉佐野市への来訪及び滞在の促進・観光旅客の宿泊施設の確保・雇用機会の創出

＝地域経済の活性化と市民福祉の向上

1. 宿泊施設設置奨励金
	1. 対象　　宿泊施設の新設等をする事業者
	2. 条件　　①市内に30室以上の客室を有する宿泊施設の新設等をすること

　　　　②新規常用雇用者を5人以上雇用していること

* 1. 奨励金　客室数・コンベンションホールの総面積・規則に定める設備の該当数に応じた

合計額

＜例＞①客室数300室

　　　②1,000㎡のコンベンションホールと複数の宴会場

　　　③ダイニングレストランとラウンジ

　　　④スパとフィットネス

　　　⑤プールサイドバーを有する娯楽用室内プール

　　　⑥コンシェルジュデスク

　　　などを有する場合、最大1億円

1. 雇用促進奨励金
	1. 対象　　宿泊事業者
	2. 条件　　①事業開始日までに市内に住所を有する新規常用雇用者で、当該事業の開

始日から6か月以上継続して雇用される者を5人以上雇用していること

　　　　②上記１．の奨励金を受ける宿泊施設であること

* 1. 奨励金　＜例＞市内雇用者が34人（うち障がい者５人を含む）の場合、

最大1500万円

1. 利子補給金
	1. 対象　　宿泊事業者
	2. 条件　　①市内に住所を有する新規常用雇用者を5人以上雇用していること

　　　　②上記２．の奨励金を受ける宿泊事業者であること

* 1. 補給金　支払利子の5分の１×事業開始月から60月（月額上限25万円）

　　　　最大1500万円

※申請される方は、条件やその他詳細について条例・規則を必ずお読みください。

【問合せ先】泉佐野市　成長戦略室　おもてなし課

住所：〒598-0048　大阪府泉佐野市りんくう往来北１番地　りんくうタウン駅ビル東棟２階

電話：072-447-8126　FAX：072-447-8125

メールアドレス：omotenashi@city.izumisano.lg.jp

泉佐野市ホームページ：<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/omotenasi/menu/omotenashi.html>